

学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点表彰の実施要領

2024年6月28日

(趣旨)

第1条 この要領は、学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点(以下「情報基盤拠点」という。)課題審査委員会規則第2条第4項の規定に基づき、情報基盤拠点による表彰の運用に必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 情報基盤拠点による表彰は、特に優れた共同研究課題を奨励し、研究の将来発展を促進することを目的とする。

(賞の種類)

第3条 表彰する賞は次のとおりとする。

- (1) 萌芽的研究賞
- (2) 優秀課題賞

(候補の推薦)

第4条 前条の受賞候補は、情報基盤拠点課題審査委員会(以下「課題審査委員会」という。)内に組織された表彰候補選定WGが選定を行い、課題審査委員会が情報基盤拠点総括拠点長(以下「総括拠点長」という。)への推薦を行う。

(表彰者の決定)

第5条 総括拠点長は前条の推薦に基づき表彰者を決定する。
2 課題審査委員会での選考の議事詳細は公表しない。

(表彰)

第6条 表彰は、総括拠点長が指定した日において行うものとする。

(萌芽的研究賞)

第7条 萌芽的研究賞は、情報基盤拠点シンポジウムにおいて発表があった萌芽型共同研究課題のうち、将来的な公募型共同研究課題へのステップアップを奨励することを目的とした特に優れた課題を表彰する。

(優秀課題賞)

第8条 優秀課題賞は、萌芽型共同研究課題を除く全ての課題のうち、特に優れた研究成果と認められる課題を表彰する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、情報基盤拠点による表彰に関し必要な事項は、情報基盤拠点運営委員会で決定する。

附 則

この要領は、2024年6月28日から実施する。